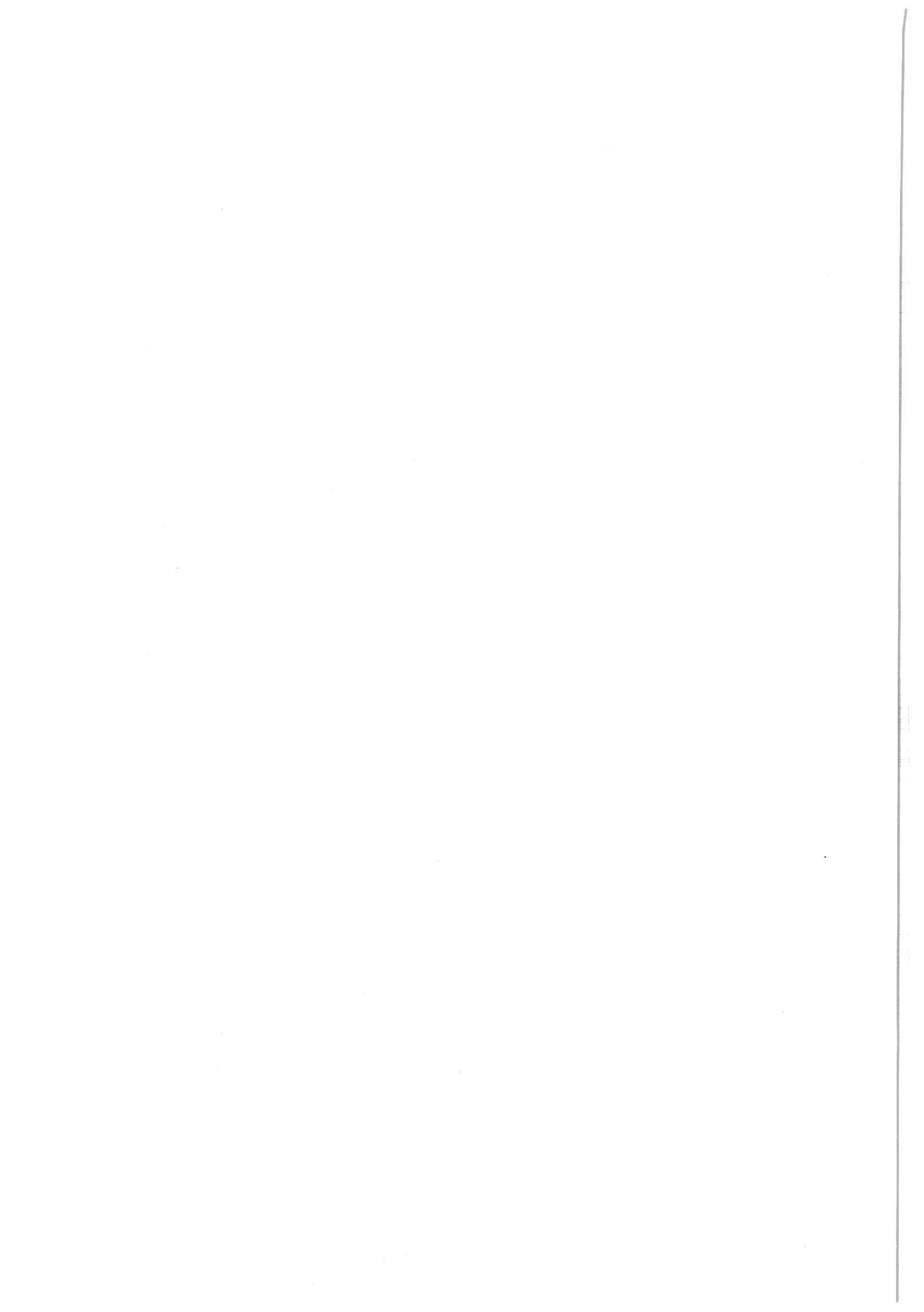

第1章

開館からの10年

とその後の公民館



1 開館から10年 －10年史の総括－ <1997～1986>

福生市公民館は昭和52年6月に市民会館との複合施設として開館しました。

公民館専用6室、公民館・市民会館共用8室、市民会館大(1210席)・小(260席)ホール及びその付属室と展示室を備え、公民館機能を核として文化会館の機能を発揮しようとする多摩地域では当時特徴的な施設として誕生しました。

昭和46年、国の社会教育審議会による建議答申で「急激な社会変化に対応した社会教育の在り方について」が出され、ついで昭和48年、都教育委員会「新しい公民館像をめざして」と題する提言がなされ、都市社会の変化の中で新たな公民館の在り方が提示されてきました。

公民館開館への道のりにおいて、福生市では昭和48年、コミュニティ研究プロジェクトが組まれ、都市施設整備の必要性と基礎的配置計画をまとめるものとなりました。昭和49年4月には教育委員会から社会教育委員会に「社会教育計画の策定について」を諮問し、昭和50年12月に中間報告という形で答申が出されます。これにより、福生市の社会教育基本構想と機関施設体系が計画化されるものとなり、議会の継続的審議を経て、市民会館・公民館の建設・開館の実現をみるとなりました。

また、この経過の中で、市民の公民館づくり運動が展開されました。青年・婦人・文化団体が合流した“公民館を創る市民の会”は、昭和49年5月、「公民館の早期建設及び地区館の設置に関する請願書」を議会に提出し、50年9月採択。51年3月「職員配置および運営に関する要望書－10項目－」を教育委員会へ提出。51年9月、「(仮称)市民会館および公民館の使用料に関する陳情書」を議会に提出し、52年3月、一部採択となりました。これらが福生の公民館の礎となっています。

オープン当初の会館管理運営方針は次のようにあらわされています。

「会館は基本的には多様な文化諸活動に対応しつつ(市民会館)、教育機関としての公民館の機能を果たしていく施設です。

- ① 市民が出会い、知りあう場、コンセンサスを得る場—ひろば—
- ② 集団活動の拠点—よりどころ—
- ③ 人間(市民)としての向上の拠点—市民の大学—
- ④ 芸術・文化・娯楽の鑑賞と創造の拠点—劇場・音楽堂・公会堂—

の役割を果たすものです。」

こうしてスタートしました公民館活動の中心は、充実した主催事業の開催と自主グループ団体の育成・援助でした。当初の公民館利用団体は、青年サークルや婦人グループ及び文化活動グループの30団体ほどにすぎません。

主催事業の多彩な開催は、市民の学習機会をこれまで以上に多く提供するとともに、市民の年齢性別対象を幼児から高齢者に拡大することで展開を図ってきました。特に新たな対象の活動を育成するための事業及び市民の大学を目指した系統学習(講座)に力点をおいています。

幼児対象では公民館保育室の事業を通じて幼児期の子どもの発達となる新たな場づくりにむけってきたこと。少年対象では小中学生の学校外での生活力・社会性の発達の場を保障しようとしてきたこと。青年対象ではこの時期アクティブに活動していた青年サークルとの共催事業で、青年活動の更なる発展や参加の拡大を図ってきたこと。婦人対象では地域での新たな生活課題の学習と性別役割分業の克服への学習機会の設定を図ってきたこと。成人一般では系統学習の機会をひきつづき設定するとともに、文化芸術活動育成事業及び現代的課題学習の設定に務めてきたこと。高齢者対象では新たな学習・活動機会を設定、開始したこと。障害者ではだれでも日常性を生きることを目標に新たな場の設定にむけたこと。このほか利用グ

ループとの共催で「公民館のつどい」の開催、リーダー研修会の継続実施等に務めたこと。などがあげられます。

また、昭和54年の松林分館と55年の白梅分館の相次ぐ開館と上記の事業実施により、学習機会の急速な整備が図られることになりました。

この結果として、事業終了後の自主グループ化と市民独自のグループ結成（公民館援助）により公民館利用グループ数は増加の一途をたどりました。活動のジャンルも学習グループ、趣味文化グループや幼児から高齢者まで、内容・参加するとともに多種多様で、昭和61年の公民館活動10年目には約200のグループが活動するようになりました（この間多数のグループが発足・消滅を繰り返す）。

この中で、本館の利用団体の動向については、開館前からの“公民館を創る市民の会”が発展して利用団体の核となっていた「利用者懇談会」は、昭和55年に初期の目的を達成できたとして休止になっています。これにはこの会を支えたメンバーの生活の変化、急激なグループ増、大型館という活動環境などの状況変化の影響があったものと考えられます。また、新たに昭和54年の保育懇談会発足、55年の音楽愛好者連絡会の発足とともに、従来からの婦人活動（婦人会解散）から女性問題解決学習の活動への展開、昭和40年代初期から活発に福生の社会教育活動をすすめた青年サークル活動の昭和50年代末からの急速な陰りなどがあげられます。

また、公民館運営審議会は昭和56年10月に社会教育委員会から独立し、翌年には保育室事業の停止と見直しに対する答申をおこない、幼児期の子どもの成長を図る場として位置づけ、親の自己形成の機会とするなど、公民館事業の最も基本となる事項を整備しました。この問題解決をはじめとして、公運審は市民の代表としての役割を充実化させていきます。

様々な動きのあったこの時期は、福生市における社会教育の展開期にあって、しかしこれまでの市民活動の転期となっていくとともに、公民館で多様な活動が芽生えた時期であったといえましょう。

2 11年目からの公民館 <1987～1996>

昭和62年から11年目に入った公民館は、これまでの運営方針を基にした事業体系と団体グループへの奨励援助を引き続き進めることになりました。民間カルチャーセンターとは異なる教育機関の役割を明らかにしつつ、市民会館との複合施設の効果的な活用を通して、市民の学習文化活動を更に発展できるよう進めていくこととなります。

この時期の当市の動向では、昭和60年を前後して、地域の社会変化に対応した市行政の施策形成のため、各種のプロジェクトチームが全府的に編成されました。それは高齢化・情報化・国際化・自然環境の保全等の市民生活に直接影響をもたらす課題の検討とともに、行政の文化化を主題とした検討もおこなわれ、福生市の第2期総合計画に結ぶものとなります。またこのことは、公民館の果たすべき現代的な役割についても明らかにされてくることになりました。

この後、直接公民館にかかわる主な事項としては、平成4年4月に福生市社会教育部が発足し部制施行による体制整備が図られました。この数年前から国の生涯学習振興法の制定にかかわり何度か議会質問に出された事項で、同年6月には“生涯学習振興計画策定についての具体的方向”に関する質問が出されたこと。これに伴い部内生涯学習検討会がもたれ、同年9月から5年3月まで10回の検討ののち、平成5年9月「生涯学習に関する市民の意識と行動」調査報告書が出され、次いで平成5年11月には公民館長から公民館運営審議会への諮問「公民館における生涯学習の在り方について」は平成6年8月に答申（生涯学習審議会

への資料として取扱い=資料編参照)されました。この諮問直後の平成5年12月には市長から生涯学習審議会への諮問「福生市における生涯学習の振興方策について」が出され、審議の開始となり、平成7年8月に答申されるものとなりました。

次に、平成6年6月議会での体育施設関係使用料値上げ改定を発端に、社会教育所管施設全般の使用料見直しと部内使用料取り扱いの整合性の必要が議会質問で出され、新たな検討課題が発生したこと(資料編参照)があげられます。

また平成7年2月に「男女共同参画社会の形成をめざして」が福生市女性問題審議会から出されるとともに、平成8年3月には福生市女性行動計画「ふっさ女性プラン」が策定されたことにより、公民館事業として新たな展開に備えることになってきたことなどがあげられます。

まず、生涯学習施策について、審議会においては、日本の社会ではユネスコにおける学習権宣言や欧米のリカレント教育(社会生活での再教育学習)を視野におき、学歴偏重社会から社会生活における学習の意義と評価を高める方向が唱われたこと(職業再教育含む)に目をやり、このことを状況ベースに、人々が生涯にわたる学習ができる機会をあらゆる場面に整備しようとする国や都の動向を見定めます。

そこで、自治体(福生)における生涯学習社会の形成については、人づくりまちづくりを基本目標に据え、市や市民の営みの全ての分野にわたり学習機会を整備する必要性が各項目にわたり提示されました。特に、生きる主体としての個の形成が核に据えられて、はじめてまちづくりに結ぶことから、これまでの社会教育の蓄積を更に発展させることが土台となっています。更に、運営のための各種の提言がされています。

次いで出された市の生涯学習推進計画では、市行政全般の業務が市民生活にかかわるため、これらを市民の学習内容・機会として設定する方向が

出されました。またこの推進の中心的役割を果たすものが生涯学習推進本部であり、今後の動向の要になる位置づけとなっています。

次に、社会教育施設使用料検討については、当市の社会教育施設機関の分野において、先ず体育施設関係では使用料が値上げ改定されたこと、図書館は国の立法において図書の貸し出し等その使用は無料となっていることがあげられます。しかし、公民館・体育館には社会教育法等国の立法による無料規定はなく、この点については自治体独自(市民・行政・議会=市民的合意)の判断に委ねられることとなります。その結果が現公民館条例の第11条に「社会教育法20条の目的で使用する場合及び教育委員会が公益上必要であると認めた場合を除き、使用料を徴収する。」と明記されています。また使用料金は(市の使用料・手数料全般について)4年に1回見直すことにもなっています。

そこでこの問題の整理と解決については、当市の社会教育行政が教育機関の運営とともに文化施設の運営及び地域〔集会〕会館の運営等多岐にわたっているため(小さな自治体)、それら個々の施設機能や役割をまず明らかにすることでした。特に、公民館の社会教育機関としての位置づけを改めて見直し・確認することで、他施設との違いと関連性を明らかにしてきました。

各種の検討の結果、第1に「社会教育施設の位置づけと減免について」を中心に検討を重ね、市民の学習機会(場)の提供として減免措置の必要性が確認されたこと。この点において、減免団体認定基準については各施設所管においてさらに整備することになりました。第2に「料金の改定について」は、文化施設の使用及び社会教育施設を減免外使用する際の料金の見直しの必要性が確認されました。今回この点での結論としては、社会経済の景気低迷等から料金改定は先送りし、施設利用の維持・向上にむけることとなりました。尚、

社会教育施設使用料の市民検討委員会等の設置は今後の課題となっています。

使用料問題はまさに市民的合意による自治体独自の判断であり、今後とも常に市民（利用者）と公共機関（行政）間で、そのあり方が問われ、研究される必要性のある問題として提起されています。

この経緯と並行して、公民館の運営方針を更に整備することになりました。とりわけ大きな社会変化の中、市民がどのような学習を希望しているのか、公民館はなにを打ち出していくか毎年の運営方針にあらたな工夫を凝らしました。これに基づいた毎年の学習内容を設定するとともに、なによりも人と人が結び合う場の設定がすべての土台となるよう整備を図ることとしました。

その中で、平成6年度から公民館運営方針の一部に「公民館事業方針」の項を新たに追加整備をしました。この内容を記して、いま公民館がめざしていることについて述べることにします。

「人づくり、まちづくり、生涯学習推進」に果たす公民館の中心的な役割を、現状と将来を見定めながら、つぎの事業方針としました。

生涯学習推進の重要な役割を果たす公民館は、市民の学習を保障する社会教育機関として、幼児から高齢者まで、その年齢階層特有の学習機会を設定する。そして、現代的課題を市民生活に即して系統的・継続的な学習機会を提供する。また、すべての学習の場で人権を尊重するとともに、その学習内容は市民がまちづくりへ参加（自治）していく方向で展開する。

1) 生涯学習態勢の整備

- ① 幼児から高齢者の学習機会の整備（ライフステージに対応して）
- ② 地域に広がる学習ネットワークの形成（市行政各部所とのネットワーク）

2) 現代的課題学習の機会整備

- ① 高齢期を元気に生きる（社会参加）事業

3) 生活の質の向上にむける学習機会の整備

- ② 国際交流・国際理解事業の整備と国際交流ボランティアの育成・援助
 - ③ 生活、学習、文化情報の受発信事業の整備
 - ④ 自然環境の保全及び都市景観（美）等に関するまちづくり事業の整備
- 3) 生活の質の向上にむける学習機会の整備
- ① 女性の自立と男女共同参画社会形成事業の整備
 - ② 地域における子どもの育成（地域社会の教育力の形成）事業の整備
 - ③ 障害者の自立、心身機能の伸長保持と地域社会への完全参加を図る事業
 - ④ 市民の文化芸術活動の育成と成果発表・鑑賞機会と企画制作力の形成事業

この主催事業を中心とした事業方針の内容は、市民の自主活動への援助についても共通したものとして位置づけ、公民館オープン以来から現在に至るまで援助態勢を整備してきました。その概略について以下に記します。

公民館の援助は、「もの・人・情報の結合した援助態勢の形成」を基本とする。ものは教材・教具・備品の豊かな整備にあり、人は利用者間及び利用者と職員との結合であり、事業活動に必要な各種の情報（公民館だより、ロビー掲示板等の冊子・資料・案内ほか直接人のもつ情報）が提供され、これらが結びついた体制づくりを目標とする。

1) 制度的援助の整備

- ① 教材・教具・備品等整備と社会教育備品の貸出し及び公民館備品使用援助
- ② 公民館利用団体認定基準の整備（平成7年9月整備・公運審会議）
- ③ 自主団体グループへの講師派遣援助
- ④ 市民会館大小ホール借り上げ援助（公民館の自主グループへの援助）

2) 職員による援助

- ① 利用者・グループへの相談・助言・手伝い
- ② 利用者連絡会はじめ各種連絡会への参加援助

公民館職員によるこの援助は市民要望に対応して、夜間事業の開催や公民館開館中いつでも援助の求めに応じる態勢を整えるものとする。

この援助事項の、1) の各項についてはその取扱い要項を整備し、2) については人と人との交流の広がりとなるよう心がけ、これら公民館援助を利用者・市民が有効活用できるよう整備を図るとともに告示してきています。

尚、平成6年10月からは公民館両分館に職員各1人増となり、公民館長（兼任）1、本館事業係5、松林分館3、白梅分館3の職員体制の整備が図られました。

次に、主催事業10年のあゆみを概観します。

11年目の当初、公民館事業は先の10年を継承しますが、知的障害者を対象とした「にじのはらっぱ」の活動が安定期に入りました。平成2年の市制20周年記念事業にむけて、これまでの地道な事業活動が広がりと飛躍となるよう平成元年から企画準備に取り組みました。分野は高齢者事業と成人の音楽活動で、事業名は「寿市民ひろば」と「ふっさ春の第九演奏会」の開催です。高齢期を元気に生きる（社会参加）まち福生をめざし、実行委員会を組織し、語らい学習・シルバーコーラス・小ホール講演会ほか各種設定により、この後の高齢者事業が公民館3館で毎年合同実施され、定着しました。また第九演奏会は福生市音楽愛好者連絡会に集うコーラスグループと実施の可能性を検討決定し、実行委員会を組織し、開催企画・合唱講習（福生第九市民合唱団約180人の出演）で本番を迎へ、盛況の中、初演は終了しました。その後は隔年実施、全5回（10年）の開催をもって第九合唱団の自主化をめざす方向で現在に至っています。このことは、市民音楽祭の多彩な企画

の実施とともに、市民創作民話を題材に、組曲で市民作曲による“コーラスファンタジー「虹の村」”として平成8年6月に上演されることになりました。

平成4年10月には、一部の人の関心事でない女性問題解決学習への一般参加を拡大するため、小ホールを活用した「女性フォーラム」の新規開催が特執されます。

また平成5年には、TAMAらいふ事業として前年度スタートした実行委員会での企画準備により「市民オペラ・カルメン」、「ミュージカル玉の都」、「童謡フェスティバル」、「水と緑の大茶会」などが開催されました。

加えてこの年、福生市公民館の当番で、東京都公民館連絡協議会及び関東甲信越静公民館連絡協議会の会長・事務局と、この関係で全国公民館連絡協議会の役員を担うことで、各種の連絡協議の開催と運営にあたりました。とりわけ、関東甲信越静公民館研究大会の東京開催については、東京都公民館大会との同時開催で、実行委員長が福生市、副実行委員長が練馬区と稻城市、事務局が調布市となり、都公連加盟の全区市町公民館総動員体制を組むこととなります。実行委員会は平成4年にスタートし、総務部会・集会部会・広報資料部会の組織で準備を重ね、平成5年9月2～3日に一橋大学を会場に開催の運びとなり、参加者は1都10県1,411人にのぼりました。この時の実行委員長・会長は井梅福生市公民館長が担うこととなり、石川福生市長には「ようこそ東京へ」の歓迎のことばをいただきました。またアトラクションにはオペラ歌手藤原章雄氏（福生出身）とふっさカルメン合唱団の演奏が披露されました。メインとなる全体会・分科会はテーマを「新しい時代をきりひらく」と題し熱心な討議のなか無事終了することができ、その任を果たすことができました。この間、幼児（保育室事業）・少年・青年・成人一般の事業は継続されています。しかし青年対

象事業では、成人一般の芸術文化事業への青年の参加、障害者ボランティア、少年事業スタッフへの参加はあるものの固有の対象事業への参加はきわめて少ない状況となっています。また高齢化・国際化・情報化等の現代的課題は既存事業の内容に部分設定をし事業をすすめているとともに、市民文化教室は地域への広がりとなるよう地域会館での開催が増える状況となってきています。

更に平成9年、公民館20周年記念の年に、西多摩広域圏の事業ではありますが、「西多摩の音楽家」及び「西多摩から歌声」をと題して『西多摩音楽祭』が福生の企画案で同年9月開催されました。同月に行われた公民館開館20周年記念事業の「第16回公民館のつどい」では、分科会方式による各種の生活課題討議と20周年記念の屋外交流会がもたれたことなどから、利用者と公民館職員の話し合いで、今後の更なる展開に備えている状況です。

さて利用者の活動については、平成9年度当初の時点で本館・両分館を合わせて約230のグループが活動する状況にあり、本館は約130が定期利用となっています。この10年は急速なグループ増ではありませんが、実体的な活動を実施しているグループのデータを精選したこと。いくつかの事業・活動の大型化による人の参加増となったこと。専ら地域会館を使用するグループは含まれていないことなどの状況からです。

昭和60年7月に発足した「女性問題連絡会」は以後女性グループの横のつながりや市への女性行動計画策定への要望などにむけ活動の充実化をめざしてきています。特にこの時期のはじめの昭和63年から平成元年にかけて、国際交流ボランティア「ゆうあいふっさ」が市民自主（公民館援助）で発足したこと〔平成元年2月初会合〕があげられます。この時期を前後して東南アジア、中近東、南米ほか各国から結婚、労働で福生のまちに外国人が住むようになり、言葉・生活習慣・文化の相

違で苦慮していたことへの対応として活動がはじめられました。

従来からの福生市音楽愛好者連絡会、保育室連絡会、文化協会等の連絡協議会の活動は継続されたものの、平成3年に青年サークルや公民館づくり運動の要となっていた青年団体連絡協議会が解散することになります。

しかしここで最も注目すべき点は、平成4年からの利用者ネットワークの開始とその発展で、平成6年に「本館利用者連絡会」が発足したことです。調理室、美術室、高齢者活動の新たな連絡会活動を含め、本館利用者総体の交流・連絡の機会となりつつあり、公民館づくりと市民自治の要として始動しました。

この活動は、実行委員会組織によって開催される公民館・市民会館と市民利用者との共同取組み（公民館のつどいほか各種のイベント＝学習活動含）においても要の位置を占めるものとなっています。このことは大型館の交流機会設定の困難さを克服しつつあるものと言えましょう。

この公民館の10年のあゆみにおいて、公民館運営審議会での「公民館における生涯学習の在り方について」の答申、「公民館利用団体の認定基準」、「公民館職員の一部勤務見直し」、「公民館事業編成のあり方」等様々な提言に支えられてきました（公民館運営審議会のあゆみ参照）。

最後に、これらの事業・活動を通して、公民館3館の合同及び並列開催事業の実施と各館における独自（地区の実状）の展開が図られています。そして、この経過が公民館の目標にむけてのあゆみとなったか、また市民会館との複合施設の効果的活用へのあゆみとなったか、生涯学習時代の公民館へと歩をすすめられているかなど、更に多くの人々と検証し、これから10年のあゆみに備えたいとおもいます。

11年目からの主な流れ（年表）

昭和62年 4月 (1987)	石川和夫館長異動 4代目館長 黒田 登着任 5月 にじのはらっぱ3年目の開級式 (S 60. 6開始)	平成3年 3月 (1991)	市制20周年記念「ふっさ春の第 九」開催（以後隔年5回実施）
11月	福生市公民館『優良公民館文部大臣賞』受ける 女性問題連絡会3年目の活動 (S 60. 7開始) 市民文化教室17年目 (S 46年開始) 保育室事業11年目 (S 52年開始)	6月	福生市青年団体連絡協議会解散 寿市民ひろば3館合同実施体制となる
昭和63年 1月 (1988)	成人のつどい実行委員会実施できなくなる（参加者なし） 8月 少年3館合同キャンプこの年で終了 (S 60~63) 各館継続実施 10月 公運審委員改選	平成4年 4月 (1992)	福生市社会教育部発足 初代部長 小野光朗着任 7月 都公連・関公連、関プロ東京大会等準備活動開始 8月 部内生涯学習検討会開始 (6月議会質問から) 10月 ふっさ女性フォーラム開始 12月 利用者ネットワーク開始
平成元年 1月 (1989)	公運審だより刊行 2月 國際交流ボランティア初会合 (ゆうあいふっさ) 8月 大小ホール借上げ援助要項整備 11月 寿市民ひろば、第九の利用者市民との下打合せ開始 12月 黒田館長退職 5代目館長 堀口茂男1月着任	平成5年 2月 (1993)	堀口館長死亡退職 6代目館長 井梅義彰着任 3月 部内生涯学習検討会報告 公連審任期満了4月新任期 4月 都公連・関公連会長事務局担当 (全公連役員含) 5月 TAMAらいふ21事業開始 (5/9 ふっさ童謡フェスティバル 6/27 平成水と緑の大茶会 9/19 市民オペラ劇場カルメン 10/30 多摩歴史ミュージカル「玉の都」)
平成2年 2月 (1990)	第九実行委員会開始 4月 寿市民実行委員会開始 7月 市制20周年記念高齢者事業「寿市民ひろば」開催10月終了 9月 第九合唱講習会開始 (30回) 本番前まで	7月 9月 11月	7月 茶屋“福庵”オープン 9月 関東プロ東京大会開催 「生涯学習に関する市民の意識と行動」調査報告書 11月 館長から「公民館における生涯学

- 習の在り方について」公運審へ諮問
12月 市長から「福生市における生涯学習の振興方策について」生涯学習審議会へ諮問
- 平成 6 年 3 月 本館利用者連絡会発足
(1994) 4 月 公民館運営方針の一部に「公民館事業方針」の項を新に追加整備
児童合唱団育成の合唱教室開始
6 月 議会「体育施設使用料改定」
8 月 「公民館における生涯学習の在り方について」館長へ答申
10月 福生市社会教育施設使用料検討準備会開始
松林・白梅分館職員各 1 名増
- 平成 7 年 2 月 「男女共同参画社会の形成をめざして」福生市女性問題審議会答申
(1995) 3 月 公運審任期満了 4 月新任期
4 月 小野部長退職
2 代目部長 原島良吉着任
井梅館長異動
7 代目館長 浜野満着任
7 月 青年対象「フリークライミング」開始
8 月 生涯学習審議会から「生涯学習振興方策について」市長へ答申
11月 本館利用者連絡会より要望書提出
- 平成 8 年 3 月 福生市女性行動計画「ふっさ女性 (1996) プラン」策定
4 月 「公民館利用団体事務取り扱い基準」整備
5 月 「これから公民館事業編成の在り方について」諮問
6 月 市民の手で制作された「コーラスファンタジー虹の村」初演
- 10月 「社会教育施設使用料検討準備会」報告書
12月 「これから公民館事業編成の在り方について」答申
- 平成 9 年 3 月 生涯学習推進計画策定発行
(1997) 4 月 公運審任期満了 4 月新任期
4 月 原島部長異動
3 代目部長 渡辺義紀着任
浜野館長退職
8 代目館長 村田孝明着任
本館勤務一部見直し審議合意決定
9 月 西多摩音楽祭開催
第16回公民館のつどい(開館20周年記念)
10月 会館空調工事開始(閉館)